

県事協だより No. 104 2017年9月15日

発行:鹿児島県公立小中学校事務職員協議会 編集:県事協理事会

第16回総代会が開催されました

県事協第16回総代会が8月10日県教職員互助組合会館にて開催されました。

冒頭、会長より学校教育法が改正されて学校事務職員の位置づけが「事務に従事する」から「事務を つかさどる」に改まったことについて、これによって私たちの仕事が大きく変わるかどうかはともかく、 実践をたゆまなく積み重ねてきた私たち学校事務職員の歴史の上にあることを押さえておきたい。また、 この事を契機に私たちの仕事を考えていくチャンスに。とのあいさつがありました。

続いて来賓の共助会、互助組合、教職員共済、学校生協(福利厚生事務センター)、鹿教組の代表の 方々からのこれまでの活動への賛辞や激励の言葉をいただきました。そして県教育庁教職員課と総務福 利課からのメッセージを紹介いたしました。

引き続き,南薩地区の松下 浩一さん(桜山小)を議長に鹿児島地区の羽袮田 浩一さん(吉田北中) を記録に選出し、第1号議案「事業経過・決算報告に関する件」、第2号議案「事業計画・予算案に関 する件」、第3号議案「会則改正に関する件」、第4号議案「役員承認に関する件」が審議され、すべて 承認されました。

第3号議案の「会則改正に関する件」は会則第5条にある県事協の構成組織に、今年度設置された「義 務教育学校」を加える改正です。

また、役員体制も変わります。これまで越智 義隆さんは8年間、新留 浩樹さんは5年間、本当に 長い間, 県事協の理事・役員として鹿児島県の学校事務職員のためにご尽力いただきました。本当にあ りがとうございました。

後任は、鹿児島地区の籾木 満州男さんが新副会長に、大隅地区の園田 真一さんが新理事に選出・ 承認されました。また、監事には大隅地区の川野 小百合さんと鹿児島地区の撰 智一さんが選出され ました。

今後とも,会員の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

【今年度新役員体制】

役職名	氏名	地区	学校名	備考
会長	福崎 真澄	北薩	切通小	(); (b)
割会長	籾木 満州男	鹿児島	玉江小	新任
理事	宫後 公治	姶良伊佐	牧之原小	
	鞆 大成	北薩	大馬越小	
	伊尻 健	南薩	手装小	(4-
	小隈 美香	鹿児島	花尾小	(); ve
	園田 真一	大陽	月野小	新任
胜事	川野 小百合	大臈	下名小	新任
	撰 智一	鹿児島	松原小	新任



【総代会の様子】

今年も各地区から総代の方々が集まりました。

理事退任のごあいさつ

高田小学校 越智義隆

理事役員を8年間つとめさせていただきました。最初は県事協の事業の一つである「諸手当認定・電算マニュアル」に関わり、後半は諸会合の総務的な役に関わらせてもらい貴重な体験でした。

各地区の事務職員会には、組織体制や運営など違う中での理事・役員や各種委員の選出、現 状報告会へのレポート提供・運営協力等,各地 区事務職員会等の協力があるからこそ県事協の 事業が進んでいるとつくづく思います。これか らも会員のみなさんが「県下の事務職員が等し く情報を共有する」ためにも今後もご協力お願 いします。

先輩事務職員の方々が築いてきたものを繋ぎ ながら社会情勢を見極めて学校事務が発展して いくことを祈念して退任のあいさつとします。

会員・地区評議員・理事・役員の皆様には、 いろいろお世話になりました。ありがとうございました。



治療れ機でした。



中津川小学校 新留 浩樹 県事協の理事として5年間努めさせていただき、今回退任いたしました。5年前、県事協の 理事が何をするのかも分からないまま、常任・常設委員・検討委員にもなったこともないままでしたので、不安でいっぱいでしたが、回りの理事・役員さん方に教えてもらいながら何とか やって来られたのかなと思っています。当初は 1年か2年位で辞められるだろうと思っていましたが、当時の迫田会長が「理事の任期はおお むね5年くらい」と言われた時にはさすがにブルーになりました。

仕事は、事業担当と総務会計担当をさせていただきました。事業担当では、県費事務改善検討委員会での諸手当認定電算マニュアル等の追録作成の世話係として、総務会計担当では、諸会合の日程調整・公文発送・各地区評議委員の

方々との連絡調整・会計等の仕事を行いました。 事業担当としての追録作成では、文字として資料 を配付することの責任の重さを感じました。

理事の5年間は、忙しいなと思うことも多々ありましたが、勉強になることも多く、今思えば、 充実していたように思います。すばらしい理事・ 役員・常任常設委員・検討委員・各地区の評議員 の方々と仕事が出来たのは幸せでした。

最後に、今後の県事協がますます発展し、鹿児島県の学校事務職員制度が充実していくことを御祈念し退任のあいさつとします。本当にありがとうございました。



お世語になりました。



副会長就任のごあいさつ

玉江小学校 籾木 満州男

この度, ご縁が(また) ありまして県事協の副 会長を務めさせていただくことになりました。

早いもので、2002(H14)年8月28日に発足した県事協、それに伴い同年9月11日に第1号として発行となった「県事協だより」も2017(H29)年1月に100号を迎えました。

この第1号には、やはり深い思い入れがあります。

発足当時は、紙面で迫田会長も「学校事務職員の公金不正使用・詐欺行為による懲戒免職、今年になって事務処理遅延による懲戒処分と不正事件が発生しています。県民が学校事務職員に向ける目も厳しくなっています。」述べられていますが、その後、県教委による一斉事務指導、共済組合の給金の口座振込制導入や旅費の個人口座振込制導入など、大変混乱した時代でもありました。

その後,私が副会長として在職したのは2004 (H16)年8月から,2009(H21)年3月までの4年半でした。

私が就任した当時は、県事協発足当時からの理事 5名でした。活動は県事協だよりの発行や起点表 の作成・整備、通勤手当の証明書類の簡素化に向 けてのとり組みなどでした。 その後、理事は7名となり地区(全員)アンケートの結果などを踏まえ、共済組合様式を始め共助会等を含めた福利厚生様式の記入例の作成や、実務手引書(給振編・給与電算編)の作成、旅費検索システムの構築、諸手当認定マニュアルの編集など南北600キロに及ぶ学校現場を支援する事業を関係団体等と連携して進めてきました。

なお、県教育委員会は学校事務の共同実施を平成21年度から導入するために鹿児島県小・中学校事務共同実施要綱を定め、平2009(H21)年3月31日付けで各市町村教育委員会へ通知しています。

話が長くなりましたが、この「今」を指し 示すベクトルは大きく3つあると思います。 1つ目は、

学校事務職員の研修制度について,「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等の施行について(2017(H29).3.31付け 28文科初第1803号通知)」を踏まえ,全国・県・教育事務所・地区・市町村・支援室・学校内・その他自発性に基づく「研修」を体系的に整理していくこと。

2つ目は、

学校教育法第37条第14項の改正に伴う「学校事務職員は、事務をつかさどる」への改正についての対応。

3つ目は,

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(2015(H27).12.21付け 中教答申)による改善策で「校長を学校経営面から補佐する学校運営チームの一員として役割を果たすことが期待される。」ことへの対応。

その他にも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う,「共同学校事務室」について, 鹿児島県で進めてきた「鹿児島県公立小中学校事務共同実施要綱の制定について」(2009(H21).3.31付け 鹿教教第577号 県教育長通知)による「学校事務支援室」との整合性や諸課題を整理すること。などもありますが, まずは学校事務職員とは「何?」が問われ, そして求められていくものと思います。私のイメージでは, ちょうど縦軸に「質」, 横軸に「量」そして奥行きに「支援」や「連携」など, 今後議論されていくべきものがあり, 県事協の事業にも影響するものと思っています。

最後になりますが、県事協の設立宣言をご 紹介することで、就任のごあいさつとします。

設立宣言

私たち学校事務職員は、各市町村ある いは各地区単位の事務職員会等を通じて、 学校事務の研究実践を行い、職務の確立 や改善にとりくみ、教育活動を支援し続 けてきました。

現在,学校教育や教職員をとりまく環境は著しく変化し,今後さらに大きく変わろうとしています。この変革のなかで,

「学校に必要不可欠な存在」として、学校内に限らず広く地域社会に対し、私たちの果たすべき役割はより一層大きくなろうとしています。

このような中、これまで蓄積してきた 学校事務職員としての専門性を、全県的 な交流の中でさらに発展・深化させ、県 下すべての学校事務職員の資質向上を図 ることによって、本県教育の振興に大き く寄与できると確信しています。

今,めまぐるしく変化していく社会情勢の中で、私たちに寄せられている期待に応えるため、そして学校事務職員の未来を拓くための一歩を踏み出さなければなりません。

私たちは、県下の学校事務職員が等し く情報を共有・享受し、広域的に連携し集 う場として、ここに鹿児島県公立小中学 校事務職員協議会の設立を宣言します。

2002年8月28日

鹿児島県公立小中学校事務職員協議会設立総会一同



理事就任のごあいさつ

月野小学校 園田 真一

今回,県事協の理事になりました、曽於市 立月野小学校の園田と申します。

県事協の理事というのは、どの様なことを するのかもよくわからないまま、今回役員に なったのはまさに青天の霹靂でした。

役員になることが決まって以降,理事会や 県費事務改善検討委員会や総代会等に参加さ せていただきましたが,想像以上に大変な仕 事を引き受けたなと思っているところです。

私自身どのように動けばいいのか現状ではまだ分からないことが多いのですが、役員を引き受けたからには、これまで県事協を支えてこられた理事の方々の後ろ姿に学びながら、県事協の活動を継続・発展させていかなければいけないなと身の引き締まる思いです。

会員の皆様、今後ともよろしくお願いしま す。



【 園田 理事 】





活動経過及び予定

7月12日 ホームページ更新

7月18日 理事会

7月27日 県費事務改善検討委員会

8月10日 第2回評議員会

第16回総代会

学校事務現状報告会

8月23日 県費事務改善検討委員会

9月14日 理事会・常任委員会

県事協マニュアル印刷サービスの申し込みが

始まりました!

9月1日から県事協マニュアル印刷サービスの申し込み(私用・公用)を開始いたしました。

各地区におかれましては印刷サービス申込書が各地区の評議員さんを通じて届くと思います。 私用として申し込み希望の方、または地区から配布されるマニュアルとは別に更にもう1冊公用として希望される方は10月2日までに各地区の評議員さんまでお申し込みください。

今年度の人事院勧告

人事院は8月8日,国及び内閣に対して以下 のとおり国家公務員の給与の改定を勧告しまし た。

今後は鹿児島県においても鹿児島県人事委員会勧告が県知事に対して出され,職員団体との交渉の後,県議会で条例改正がなされ追給が支給される予定です。

月例給,ボーナスともに引き上げ

- ①民間給与との較差(0.15%)を埋めるため俸給表の水準を引き上げるとともに、給制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当を引き上げ
- ②ボーナスを引き上げ(O.1月分), 民間の 支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

(4.4月 現行4.3月)

給与制度の総合的見直し

- ①本府省業務調整手当の引き上げ
- ②俸給表水準の引下げの際の経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

県事協ホームページのご案内

http://www.kyojo.jp/kenjikyou/top screen.html

学校事務現状報告会を開催しました

今年で7回目になる学校事務現状報告会が8月10日に県教職員互助組合会館にて開催されました。今年度は県下各地から117名の参加者がありました。

昨年から2地区のレポート発表とし、多くの意見を保証する意味から意見交換の時間を分散会方式に変更しています。

鹿児島地区から「鹿児島市の共同実施の現状」そしてもう一本は、日置地区から「学校集金の適正なあり方について(学校集金に関する市来地区の保護者の意識調査から)」を報告していただきました。

鹿児島市のレポートからは共同実施に至る経緯から現在に至る現状と課題が語られました。他地区との大きな違いは研究団体が2つに分かれ、それぞれが研修を行っていること。また大規模校が多く、支援室では年間200件を越える認定事務を確実に処理することを第一に事務処理を行っているが、一方で、多忙な現状から教育支援的業務まで行えない実情と困難さが語られました。

いちき串木野市のレポートからは4年前から学校集金に関わる公費負担と保護者負担の適正なあり方について研究を進めており、綿密な準備のもと保護者アンケートを実施した中で、今後の方向性と課題が語られました。保護者の経済的負担を軽減するために、保護者の率直な意見を学校運営へ反映するために全員で議論し共通理解を深めていく実践レポートでした。

全体会においては各市への質問が出され、それに答える形で進められました。続く2つに分かれての分散会においては意見交換が活発に行われました。

鹿児島市については、多忙な実態の中で教育支援を求められる場合の課題や専決権の留保についての意見が出されました。また「研究組織が2つに分かれており難しい面もあるが将来的には一つになってほしい。」等の意見も出されました。

いちき串木野市については「保護者アンケートは私達にしか出来ないこと。素晴らしい。」「最近、部活動費がかかりすぎると言った声が増えてきている。先生達にとっては当たり前のことで疑問を感じないかもしれないが、事務職員にしか分からないこと。」「保護者の生の声はとても重要。支援室でとり組むためには意識や方向が一緒でなければ出来ない。」「就学援助など保護者への分かりやすい説明を見ると人を大切にしている事がよく分かる。」といった意見が出されました。

また報告会終了後にとったアンケートには、「普段知ることのない他地区の状況や実践を知ることが出来て勉強になった。」「1年に1回このような会があって良い研修になっている。今後も続けて欲しい。」「自分自身、多く考えさせられた。職場に帰って還元したい。」といった感想が多く寄せられました。

またこの他にも運営面について今後の課題やアイディアなど貴重なご意見もいただきました。今後 も皆さんのご意見,ご要望を基に次年度以降に生かしていきたいと思います。

学校事務現状報告会は県事協の設立目的である「県下の公立小中学校事務職員が等しく情報を共有・享受し、広域的に連携」するために、今後とも開催して参ります。

最後になりますが、今回報告をいただきました鹿児島地区及び日置地区の事務職員会の方々、当日 運営にご協力いただきました方々、またご参加いただきました方々、本当にありがとうございました。









各地区の事務職員会等の紹介



窟马地区

~西之表市事務職員会の紹介~

(西之表市立現和小学校 奥 瑠星)

西之表市事務職員会の紹介が回ってきました。

西之表市は種子島北部に位置する市で、人口は約1万6千人程度ですが、サーフィンや釣り、キャンプ等を楽しむ方々や、Iターンで移住される方々も多く見られ、種子島と鹿児島本土及び屋久島を結ぶ西之表港では、多くの人々の往来があります。今年の1月には市長選が行われましたが、6人の候補者がいずれも法定得票数に達せず、全国的にも珍しい再選挙が行われたことで、少しだけ有名な町になったのではないかと思います。3月の再選挙を終えて、新市長が就任するまでの間は、一部様式の変更があったり、学校配当予算への影響が考えられたりと、小さなことではありますが、我々の普段の業務と市政との繋がりを改めて実感したところでした。

さて、本市のメンバーは、小学校9名(兼務校1校)、中学校2名で構成されています。男女比は3:8で、市学校事務支援室及び市事務職員研修会も同じメンバーで活動しています。支援室においては、諸手当の認定業務をはじめ、4つのグループに分かれて各校で行う各種帳簿の点検、扶養手当の受給権調査や年末調整に係る各種申告書等の点検といった主に県費事務の相互支援が中心です。研修会では、旅行命令簿の統一様式の使用に向けて、互いに知恵を出し合っている最中です。

県費に関する取組が進んでいる一方で、市費事務に関しては、予算管理や就学援助事務、給食会計等について意見を交わしたり、情報共有を図ったりする程度となっています。西之表市では他市町村と同様、市の監査委員による予算の執行状況及び備品の保管状況に関する定期監査が毎年行われています。しかし、学校における備品については、B5サイズの備品台帳を用いた紙媒体での管理方法がいまだに続いているのが現状です。今後は、市の備品管理システムへの移行を目指して事務職員間で連携を深め、市と連絡・調整を図っていきたいところです。

最後になりますが、今年4月から国の「航路・航空路運賃低廉化事業」により、種子島から鹿児島への高速船運賃が、往復で9,100円となりました。屋久島へも往復5,500円で移動することが可能となりました。高速船に乗れば、鹿児島港まで約1時間半。離島でありながら、離島であることを感じさせないところは、西之表市の魅力の一つだと思います。市内に目を向けてみると、8月の鉄砲祭りや日本の水浴場88選の一つである浦田海水浴場をはじめとする綺麗な海、西之表市の東側が一望できる天女ヶ倉(あまめがくら)、種子島のすべてが分かると言われる鉄砲館があり、魅力的な自然と文化が溢れています。また食べ物では、安納芋や黒糖、落花生をはじめ、ナガラメやトビウオ等の豊富な海産物にも恵まれています。市内の各地域はそれぞれ特色があり、人と人との深いつながりを感じることができます。私自身、新規採用4年目に突入し、先輩方から、また種子島から多くのことを吸収しながら、毎日を楽しんでいます。







鹿児島県教職員福祉事業連絡会からのお知らせ

鹿児島県福祉事業連絡会とは教職員のための福利厚生事業を行っている下記の5つの団体で構成する連絡会です。

☆公立学校共済組合鹿児島支部 ☆鹿児島県教職員互助組合

☆鹿児島県教職員共助会

☆鹿児島県学校生活協同組合

☆教職員共済鹿児島県事業所

教職員の皆様方が学校・職場で安心して働くためにご自身の健康管理や病気をした場合の給付、冠婚葬祭 時のお祝い金や弔慰金、人生の将来設計のための各種保険(共済)などの福利厚生事業を行っています。

公立学校共済組合から

O 整骨院等での施術に係る健康保険適用に ついて

整骨院や接骨院等で柔道整復師の施術を 受ける場合,保険適用にならないものが ありますので注意して下さい

- ・公務中及び業務中等の負傷 (公務災害)
- ・日常生活からくる疲労性の単なる肩 こりや腰痛
- ・スポーツなどによる肉体疲労の回復 目的
- ・症状の改善が見られない長期間の施 術など

施術を受ける前に、柔道整復師等へ負傷原因 等を正しく伝えて下さい。

〇 「限度額適用認定証」の申請·交付につい て

医療機関等で高額な医療費がかかる場合に、提示により窓口支払額が軽減される「限度額適用認定証」の申請・交付は所属所を通じて行っています。申請が遅れると交付が遅れ軽減が受けられなくなる場合がありますので、早めに申請して下さい。また、有効期限は最長1年ですので、交付済の方も期限切れに御注意下さい。

申請書様式は公立学校共済組合鹿児支部HP内からダウンロードして使用して下さい。

「こんなときガイド(→申請用紙のダウンロード)」 - 「短期給付関係」- 「整理番号40」



学校生協からのお知らせ



こんにちは学校生協です。

小中学校の事務職員の皆様方には日頃から福利 厚生事務センター、教育用品株式会社ともども 大変お世話になっております。ありがとうござ います。

また、6月から、一方的に「学校生協だより」を学校に送っていますが、苦情もなく読んでいただいていることに感謝申し上げます。

学校生協からの情報提供は、主に、学校生協だよりでお願いしていきますが、少しだけ事業の 案内と事務職員の皆さんのご意見を聞かせて頂ければと思います。

- 1. 奄美市で11月23日に住宅セミナーを開催 します。場所は奄美文化センターになりま す。住宅メーカーも参加し住宅に関する相 談も受けます。
- 2.「学校生協のホームページは余り見ないよ!」 という意見を聞きます。生協ホームページ をスマホ対応にしようかの検討も必要性だ と感じていますが、生協のホームページに ついてご意見があれば聞かせてください。

意見などは生協アドレスへ postman@g-coop.com

3. 生協事業の1丁目1番地は共同購入、カタログ供給事業です。学校の多忙化の中で、なかなかチラシ・カタログを見る時間はないと思いますが、先生方への紹介もよろしくお願いします。